

新発田市請負工事成績評定評価委員会規定

（設置）

第1条 新発田市工事成績評定通知実施要領第4条に規定する、説明を求められた内容を公正に判断するために工事成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌の事務）

第2条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- （1）評定の修正の必要の有無に関する事項。
- （2）評定の修正を行う場合における評定結果に関する事項
- （3）説明請求に対する回答に係る事項

（組織）

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は契約検査課長をもって充てる。

3 委員は地域整備課長、維持管理課長、建築課長、下水道課長及び当該工事主管課長をもって充てる。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（職務）

第4条 委員長は委員会を統括し、委員会の所掌事務を掌理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長に依りて召集し、委員長が、議長になる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、契約検査課検査・技術管理室において処理する。

（委任）

第7条 この規定に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、評価委員会が定める。

附 則

この規定は、平成 18年 8月 1日から施行する。

この規定は、令和 2年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 7年 4月 1日から施行する。

